

韓国におけるデザイン一部審査登録 制度および対象物品の拡大



崔達龍国際特許法律事務所

弁理士・崔 達龍

崔達龍国際特許法律事務所は1999年に創立された。日本企業の出願等を専門に扱っているため、ホームページ(www.choipat.com)には韓国知財関連法令の和訳を掲載している。崔達龍氏は所長弁理士であり、専門は半導体・電子・通信・機械分野である。

【概要】

本稿では、韓国におけるデザイン（意匠）出願における制度動向およびデザイン一部審査登録出願手続について解説する。また、デザイン一部審査登録出願の対象物品の拡大についても紹介する。

【詳細及び留意点】

■ 制度概要

韓国はデザイン（意匠）出願に対して、新規性等の実体的要件を審査してデザイン権を付与する審査主義を採用してきたが、デザイン創作が活性化し出願件数が増加するに伴い、迅速に権利化できない問題が生じるようになったため、流行性が強く、ライフサイクルが短い一部の物品については審査をせず登録する「無審査登録制度」を1998年3月1日付で導入した。

しかし、迅速性という長所はあるものの、その一方で、制度上の様々な問題が生じたために2014年7月1日付で「一部審査登録制度」へと名称変更し、登録基本要件を審査することになった。さらに、2020年12月には一部審査登録出願の対象物品を拡大している。

■ デザイン一部審査登録出願の対象物品の拡大

デザイン一部審査登録出願の対象物品は2014年7月からロカルノ協定に基づく国際意匠分類の3区分（第2類、第5類、第19類）において施行されていたが、2020年12月に7区分（第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第

11 類、第 19 類) までに大幅に拡大された。

具体的なデザイン一部審査登録出願の対象物品は、次のとおり。

第 1 類	食品（パン、チョコレート、菓子類、氷菓類、果物、野菜、チーズ、バター、肉類、魚、動物用飼料等）
第 2 類	衣類およびファッション雑貨用品（下着、パジャマ、帽子類、靴類、靴下、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチ、手袋、アクセサリ等）
第 3 類	旅行用品、ケース、パラソル及び周辺用品（旅行カバン、ハンドバッグ、財布、傘、サンバイザー、杖、団扇等）
第 5 類	繊維製品、人造および天然シート織物類（レース、刺繍、リボン、装飾用紐、織物地等）
第 9 類	物品運送・処理用包装および容器（瓶、貯蔵用缶、ドラム缶、木箱、カゴ、ロープ、ゴミ箱等）
第 11 類	装飾用品（宝石、花瓶、鉢、メダル、バッジ、造花、食品サンプル、装身具等）
第 19 類	文房具、事務用品、美術材料、教材（筆記用紙、書信用カード、カレンダー、書籍、彫刻、印刷物等）

■デザイン一部審査登録出願と審査登録出願との比較

デザイン一部審査登録出願と審査登録出願とは、審査、異議申立制度に以下のような差異がある。

出願から登録までの手続を比較してみると、両者は各々該当物品が指定されているために出願時から区別しなければならず、両者ともに方式審査の対象となる。方式審査後、一部審査登録出願は基本要件のみを審査し、審査登録出願は新規性等の実体審査が行われる。出願に問題がなければ、登録決定され登録料を納付すれば登録され、登録公告される。

登録公報において一部審査登録出願には「(51) 国際分類〇〇-〇〇一部審査登録」という表示がされ、一部審査登録出願のみ公告後の3か月内に異議申立が可能である。

以下、デザイン一部審査登録出願の各段階について具体的に説明する。

■デザイン一部審査登録出願の出願段階

上記のデザイン一部審査登録出願の対象物品については、デザイン一部審査登録出願によってのみ出願することができる（デザイン保護法第37条第4項）。

したがって、デザイン登録出願時に、創作物品が審査登録出願の対象物品であるか、一部審査登録出願の対象物品であるかを必ず確認しなければならない。

もし、一部審査登録出願の対象物品を誤って審査登録出願とした場合は、一部審査登録出願へ補正することは可能である。

■デザイン一部審査登録出願の審査段階

デザイン一部審査登録出願における基本要件の審査内容は、次のとおりである。

- 1.国内または国外で広く知られている形状・模様・色彩またはこれらの結合により容易に創作できるデザインは登録を受けられない（デザイン保護法第33条第2項）。
- 2.他人の著名な商標や著作物等をデザインで表現し登録を受けることを防止するためにデザイン保護法第34条および第62条第2項に記載されているすべての不登録事由について審査する。
- 3.関連デザインの一部審査登録出願について、基本デザインとの関係に対する審査をする（デザイン保護法第62条第3項）。
- 4.情報提供がある場合には、提供された情報に基づいてデザイン登録出願と同様に審査、登録可否を決定する（デザイン保護法第62条第4項）。

デザイン一部審査登録出願の場合、審査期間は審査登録出願の場合に比べて大幅に短くなっている。方式審査、分類作業および審査着手等の審査処理期間は60日程度であったが、10日以内まで大幅に短縮されているようであり、登録基本要件審査だけで見ると処理期間は5日以内まで短縮されているようである。

■デザイン一部審査登録出願の登録段階

一部審査で登録されたデザイン権の中には、実体的登録要件が欠如したデザインが存在する可能性があるため、簡便な行政手続により当該登録を取り消すことを可能にするデザイン一部審査登録異議申立制度を設けている。（デザイン保護法第68条から第75条）

一部審査で登録されたデザイン権に対しては、設定登録された日からデザイン一部審査登録公告日後3か月になる日までは誰でも異議申立をすることができ、異議申立の理由があると認められる場合は、審査官3名からなる合議体によって審理され、取消決定となった場合は、登録デザイン権を早期に取り消すことができる。

このような異議申立制度は、審判や訴訟手続に比べ、処理期間の短縮と費用節減ができ、またデザイン一部審査登録制度の導入による登録要件が欠如した不実権利を早期に取り消すことが可能となる。

■まとめ

上記で説明したとおり、デザイン一部審査登録出願は、迅速にデザイン登録を受けられ、出願の印紙代も審査登録出願の半額である。（参考：一部審査登録出願の印紙代4万5千ウォン、審査登録出願の印紙代9万ウォン）

2020年の出願件数で見ると、デザイン総出願件数67,583件のうち審査登録出願は52,435件、一部審査登録出願は15,148件で一部審査登録出願の利用率は非常に高くなっている。

■ソース

- ・デザイン保護法 (<http://www.choipat.com/menu31.php?id=23>)
- ・デザイン保護法施行規則 (<http://www.choipat.com/menu31.php?id=25>)
 - ・デザイン審査基準
(<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/notice/2020/200326a.html>)
 - ・デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令391号）
(https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/law_amendments/2020/200828.html)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)